

## 第6 その他

### 1 市税の前納状況累年比較

(単位:人・千円・%)

科目	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民税	前納者数	20,309	19,791	18,821	18,959	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581
	前納率(人数)	30.2	30.2	30.5	32.0	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3
	前納税額	1,400,267	1,334,463	1,298,952	1,533,503	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661
	前納率(金額)	27.8	26.9	26.9	32.0	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0
	前年比(金額)	101.1	95.3	97.3	118.1	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8
固定資産税 都市計画税	前納者数	55,554	53,911	55,043	56,253	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537
	前納率(人数)	35.1	33.8	34.4	35.0	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3
	前納税額	6,395,615	6,404,947	6,458,340	6,653,524	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411
	前納率(金額)	28.0	27.8	28.4	28.8	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3
	前年比(金額)	101.6	100.2	100.8	103.0	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5
合計	前納者数	75,863	73,702	73,864	75,212	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118
	前納率(人数)	33.6	32.8	33.3	34.2	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6
	前納税額	7,795,882	7,739,410	7,757,292	8,187,027	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072
	前納率(金額)	27.9	27.6	28.1	29.4	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0
	前年比(金額)	101.5	99.3	100.2	105.5	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0

(参考) ※平成12年度から前納報奨金制度を廃止

## 2 市税の徴税に要する経費の累年比較

区分		平成28年度	平成29年度	
税収入額	(1)市税	66,056,904	65,987,821	
	(2)個人の県民税	16,063,356	16,111,843	
	(3)合計	82,120,260	82,099,664	
徴税費	(4)基本給	410,457	411,240	
	人件費	(5)諸手当	268,589	274,138
		(イ)超過勤務手当	28,498	31,622
		(ロ)税務特別手当	193	157
		(ハ)その他の手当	239,898	242,359
	(6)その他	173,359	185,837	
	(7)小計	852,405	871,215	
	需用費	(8)旅費	1,381	373
		(9)賃金	26,826	23,868
		(10)その他	218,230	318,814
		(11)小計	246,437	343,055
	報奨金及びこれに類する経費	(12)納期前納付の報奨金	-	-
		(13)その他	692	790
		(14)小計	692	790
	(15)その他	19,641	19,833	
	(16)合計	1,119,175	1,234,893	
県民税徴収取扱費	(17)納税義務者数を基準にした金額	589,173	593,265	
	(18)報奨金の額に相当する金額	681	466	
	(19)合計	589,854	593,731	
(20) (16) - (19)	529,321	641,162		
税収入に対する徴税費の割合	(16) / (3)	1.36	1.50	
	(20) / (1)	0.80	0.97	
	徴税職員数	135	134	
前年比	徴税費(合計)	52.1	110.3	
	徴税職員数	98.5	99.3	

「市町村税課税状況等の調・第39表」による。

(単位 件、千円、%)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(見込)
66,500,606	67,152,137	66,510,358	63,433,495
16,286,740	16,626,581	16,742,204	16,000,148
82,787,346	83,778,718	83,252,562	79,433,643
399,528	416,791	454,049	477,919
272,245	289,398	302,203	325,330
31,754	35,284	39,650	43,973
98	100	97	256
240,393	254,014	262,456	281,101
186,367	188,281	190,831	189,439
858,140	894,470	947,083	992,688
360	491	1,458	2,560
42,213	49,544	0	0
238,149	227,215	373,674	338,753
280,722	277,250	375,132	341,313
-	-	-	-
446	470	358	433
446	470	358	433
19,915	21,738	22,996	24,700
1,159,223	1,193,928	1,345,569	1,359,134
600,115	604,823	611,841	613,992
531	-	-	-
600,646	604,823	611,841	613,992
558,577	589,105	733,728	745,142
1.40	1.43	1.62	1.71
0.84	0.88	1.10	1.17
134	137	137	136
93.9	103.0	112.7	101.0
100.0	102.2	100.0	99.3

### 3 市税の税率

(1) 令和3年度分

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率																																																																									
市民税 (個人)	1月1日	市内に住所を有する個人  市内に住所を有しない個人で市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人	均等割(標準税率) 3,500円 所得割(標準税率) 課税標準額 × 税率 6/100  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分離課税の税率</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離短期</td> <td>一般の短期譲渡所得</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">分離長期</td> <td>一般の長期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">優良住宅地等に係る長期譲渡所得</td> </tr> <tr> <td>2千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>2千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">居住用財産等に係る長期譲渡所得</td> </tr> <tr> <td>6千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>6千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	分離課税の税率		税率	分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%	分離長期	一般の長期譲渡所得	3.0%	優良住宅地等に係る長期譲渡所得		2千万円以下の部分	2.4%	2千万円超の部分	3.0%	居住用財産等に係る長期譲渡所得		6千万円以下の部分	2.4%	6千万円超の部分	3.0%	上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%	未上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%	先物取引に係る譲渡所得等		3.0%																																									
分離課税の税率		税率																																																																										
分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%																																																																										
	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%																																																																										
分離長期	一般の長期譲渡所得	3.0%																																																																										
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得																																																																											
	2千万円以下の部分	2.4%																																																																										
	2千万円超の部分	3.0%																																																																										
	居住用財産等に係る長期譲渡所得																																																																											
	6千万円以下の部分	2.4%																																																																										
6千万円超の部分	3.0%																																																																											
上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%																																																																										
未上場株式等に係る譲渡所得等		3.0%																																																																										
先物取引に係る譲渡所得等		3.0%																																																																										
市民税 (法人)		市内に事務所、事業所、寮等を有する法人	均等割(標準税率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割(標準税率) 6.0/100	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円	50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円	50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円	50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円	50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円	50人以下のもの	5万円																																													
法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																																																										
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																																																										
	50人以下のもの	41万円																																																																										
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																																																										
	50人以下のもの	41万円																																																																										
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																																																										
	50人以下のもの	16万円																																																																										
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																																																										
	50人以下のもの	13万円																																																																										
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																																																										
	50人以下のもの	5万円																																																																										
固定資産税 都市計画税	1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額: 賦課期日における価格 税率 固定資産税: 1.4/100 都市計画税: 0.3/100																																																																									
軽自動車税	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原動機付自転車</th> <th colspan="4">軽自動車(三輪以上)</th> </tr> <tr> <th>排気量</th> <th>税率</th> <th colspan="4">三輪・四輪の軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="4">車種区分</td> <td colspan="3">税率</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>2,000円</td> <td rowspan="2">三輪</td> <td>平成20年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</td> <td>平成20年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</td> <td>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</td> </tr> <tr> <td>90cc超</td> <td>2,400円</td> <td>乗用</td> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〇小型特殊自動車</td> <td rowspan="2">四輪</td> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">農耕作業用</td> <td>2,400円</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td colspan="5">5,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〇二輪の小型自動車</td> <td colspan="5">6,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〇二輪の軽自動車</td> <td colspan="5">3,600円</td> </tr> </tbody> </table>	原動機付自転車		軽自動車(三輪以上)				排気量	税率	三輪・四輪の軽自動車				50cc以下	2,000円	車種区分	税率			90cc以下	2,000円	三輪	平成20年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成20年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両	90cc超	2,400円	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	ミニカー	3,700円	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	〇小型特殊自動車		四輪	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	農耕作業用		2,400円	営業用	4,500円	3,000円	3,800円	その他		5,900円					〇二輪の小型自動車		6,000円					〇二輪の軽自動車		3,600円				
	原動機付自転車		軽自動車(三輪以上)																																																																									
排気量	税率	三輪・四輪の軽自動車																																																																										
50cc以下	2,000円	車種区分	税率																																																																									
90cc以下	2,000円		三輪	平成20年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成20年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両																																																																						
90cc超	2,400円			乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円																																																																				
ミニカー	3,700円		営業用	8,200円	5,500円	6,900円																																																																						
〇小型特殊自動車		四輪	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円																																																																					
農耕作業用				2,400円	営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																																																				
その他		5,900円																																																																										
〇二輪の小型自動車		6,000円																																																																										
〇二輪の軽自動車		3,600円																																																																										
環境性割		軽自動車等取得者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> <th colspan="3">環境性能割の臨時軽減による税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> <th>対象車(自家用の乗用車)</th> <th>通常の税率</th> <th>臨時軽減後の税率(E3.4.1~E3.12.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> <td>*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>*****かつ2030年度燃費基準55%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>*****かつ2030年度燃費基準55%達成車</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>*****かつ2030年度燃費基準55%未満</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>*****かつ2030年度燃費基準55%未満</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>上記以外</td> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	燃費性能等	税率		環境性能割の臨時軽減による税率			自家用	営業用	対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	臨時軽減後の税率(E3.4.1~E3.12.31)	電気自動車等	非課税	非課税	電気自動車等	非課税	非課税	*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)	非課税	非課税	*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)	非課税	非課税	*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	1.0%	*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)	2.0%	1.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%達成車	2.0%	2.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	1.0%	上記以外	2.0%	2.0%	上記以外	2.0%	1.0%																				
燃費性能等	税率		環境性能割の臨時軽減による税率																																																																									
	自家用	営業用	対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	臨時軽減後の税率(E3.4.1~E3.12.31)																																																																							
電気自動車等	非課税	非課税	電気自動車等	非課税	非課税																																																																							
*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)	非課税	非課税	*****かつ2030年度燃費基準85%達成車(22基準達成車に限る)	非課税	非課税																																																																							
*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	*****かつ2030年度燃費基準75%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	0.5%																																																																							
*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)	1.0%	1.0%	*****かつ2030年度燃費基準60%達成車(22基準達成車に限る)	2.0%	1.0%																																																																							
*****かつ2030年度燃費基準55%達成車	2.0%	2.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%																																																																							
*****かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%	*****かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	1.0%																																																																							
上記以外	2.0%	2.0%	上記以外	2.0%	1.0%																																																																							
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数 1,000本につき 6,122円 令和3年10月1日～ 1,000本につき 6,552円																																																																									
特別土地保有税		土地の所有者又は取得者	(保有分) 課税標準額(取得価格) × 税率 1.4/100 — 固定資産税相当額 (取得分) 課税標準額(取得価格) × 税率 3/100 — 不動産取得税相当額																																																																									
入湯税		鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日 150円																																																																									
事業所税		事業を行う者	資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円  従業者割 従業者給与総額 0.25/100																																																																									

徴収方法及び納期		備考																															
普通徴収 1期 6月1日～ 6月30日 2期 8月1日～ 8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年 1月1日～1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～6月30日 特別徴収 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで	平成24年3月29日改正 (平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円加算) (課税標準額) 総所得金額－所得控除額																																
中間申告 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 申告納付 から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内	法人税割(標準税率) 平成26年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 12.3/100 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/100 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 6.0/100																																
普通徴収 1期 4月1日～ 4月30日 2期 7月1日～ 7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年 2月1日～ 2月末日	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満 (課税標準額)																																
普通徴収 5月1日～5月31日 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(軽課)</th> </tr> <tr> <th>①概ね75%軽減</th> <th>②概ね50%軽減</th> <th>③概ね25%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象となる車両</p> <p>①概ね75%軽減 電気自動車 (平成30年排出ガス規制適合または天然ガス軽自動車 平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減)</p> <p>②概ね50%軽減 ガソリン車・ハイブリッド車で【乗用】令和2年度燃費基準+30%達成車【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車</p> <p>③概ね25%軽減 ガソリン車・ハイブリッド車で【乗用】令和2年度燃費基準+10%達成車【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車</p> <p>※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る            ※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り(1年度分のみ)適用</p>	車種区分		税率(軽課)			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減	三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	貨物	2,700円	5,400円	8,100円	四輪	乗用	自家用	1,800円	3,500円	営業用	1,300円	2,500円	貨物	自家用	1,000円	1,900円	営業用	1,000円	1,900円	
車種区分			税率(軽課)																														
		①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減																													
三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																													
	貨物	2,700円	5,400円	8,100円																													
四輪	乗用	自家用	1,800円	3,500円																													
		営業用	1,300円	2,500円																													
	貨物	自家用	1,000円	1,900円																													
		営業用	1,000円	1,900円																													
当分の間、賦課徴収は岐阜県																																	
申告納付 申告月の翌月末日まで																																	
	平成15年度以降は新たな課税を行わない。																																
特別徴収 申告月の翌月15日まで																																	
申告納付 法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年3月15日まで	(免税点) 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下																																

## (2) 税率の変遷(平成24年度以降)

税目	年度	24	25	26	27																																				
市 民 税	個人	均等割 3,000円		3,500円																																					
	所得割	一律 6/100		一律 6/100																																					
法人税	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>			法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円	50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円	50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円	50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円	50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円	50人以下のもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円						
	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																						
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																							
	50人以下のもの	41万円																																							
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																							
	50人以下のもの	41万円																																							
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																							
	50人以下のもの	16万円																																							
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																							
	50人以下のもの	13万円																																							
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																							
	50人以下のもの	12万円																																							
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																							
法人税割	12.3/100			平成26年10月1日開始 事業年度分から9.7/100																																					
固定資産税	1.4/100	免税点 土地30万円未満 家屋20万円未満 償却資産150万円未満 (課税標準額)																																							
軽自動車税	軽自動車税(種別割)	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc超 1,600円</td> <td>四輪以上 乗用</td> <td>営業用 5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td></td> <td>自家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○小型特殊自動車</td> <td>貨物用</td> <td>営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			○原動機付自転車	○軽自動車			50cc以下 1,000円	二輪 2,400円			90cc以下 1,200円	三輪 3,100円			90cc超 1,600円	四輪以上 乗用	営業用 5,500円		ミニカー 2,500円		自家用 7,200円		○小型特殊自動車	貨物用	営業用 3,000円		農耕作業用 1,600円		自家用 4,000円		その他 4,700円				○二輪の小型自動車 4,000円				以下の車種についてH27年度から変更 (右金額はH27.4.1に初めて 新車登録をした車両の税率) ○軽自動車 三輪 3,100円・3,900円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円・6,900円 自家用 7,200円・10,800円 貨物用 営業用 3,000円・3,800円 自家用 4,000円・5,000円
	○原動機付自転車	○軽自動車																																							
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																								
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																								
90cc超 1,600円	四輪以上 乗用	営業用 5,500円																																							
ミニカー 2,500円		自家用 7,200円																																							
○小型特殊自動車	貨物用	営業用 3,000円																																							
農耕作業用 1,600円		自家用 4,000円																																							
その他 4,700円																																									
○二輪の小型自動車 4,000円																																									
環境性能割																																									
市たばこ税		1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	H25.4月～ 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,495円)																																						
特別土地保有税		1.4/100(保有分)	3/100(取得分)																																						
入湯税		入湯客 1人1日	150円																																						
事業所税		資産割 600円	従業者割 0.25/100																																						
都市計画税		0.3/100																																							

		三 輪			
○原動機付自転車			3,100円		
50cc以下	2,000円		3,900円		
90cc以下	2,000円	4,600円	① 1,000円	② 2,000円	③ 3,000円
90cc超	2,400円		7,200円		
ミニカー	3,700円		10,800円		
○小型特殊自動車		乗用・ 自家用	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	
農耕作業用	2,400円		12,900円	① 2,700円 ② 5,400円 ③ 8,100円	
その他	5,900円		5,900円		
○二輪の小型自動車	6,000円		6,200円	① 1,800円 ② 3,500円 ③ 5,200円	
○二輪の軽自動車	3,600円		4,000円		
		貨物・ 自家用	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	
			6,000円	① 1,300円 ② 2,500円 ③ 3,800円	
			3,000円		
		貨物・ 営業用	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)	
			4,500円	① 1,000円 ② 1,900円 ③ 2,800円	

  

<平成28年度備考>		<平成29年度備考>	
※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。	※平成27年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。	※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。	※平成27年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。
※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。	※平成27年度中に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。	※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。	※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。
※重課:平成14年以前に初めてナンバー登録(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、けん引車を除く。)	※重課:平成16年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、けん引車を除く。)	※重課:平成16年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。	※重課:平成16年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。
※軽課:平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り3段階の軽課税率となります。	※軽課:平成28年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽課税率となります。	※軽課:平成28年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽課税率となります。	※軽課:平成28年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成29年度に限り3段階の軽課税率となります。
①電気自動車、天然ガス自動車	①電気自動車、天然ガス自動車	①電気自動車、天然ガス自動車	①電気自動車、天然ガス自動車
②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物	②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物	②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物	②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物
③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物	③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物	③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物	③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物

  

H28.4月～ 旧3級品は1,000本につき2,925円	H29.4月～ 旧3級品は1,000本につき3,355円
------------------------------	------------------------------

30	R1
----	----

令和元年10月1日開始  
事業年度分から6.0/100

<平成30年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。  
 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。  
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)  
 ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減  
 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物  
 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物

<令和元年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。  
 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。  
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)  
 ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減  
 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物  
 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外	2.0%	2.0%

※ 「電気自動車等」(は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)

※ ★★★★★:平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

H30.4月～ 旧3級品は1,000本につき4,000円  
H30.10月～ 1,000本につき5,692円

R1.10月～ 旧3級品は1,000本につき5,692円



R2	R3
----	----

--	--

--	--

<p>&lt;令和2年度備考&gt;</p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。) R2対象車 H19年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。 R1対象車 H31年4月からR2年3月登録車両</p> <p>① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>	<p>&lt;令和3年度備考&gt;</p> <p>※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。</p> <p>※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。</p> <p>※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。) R3対象車 H20年3月以前の登録車両</p> <p>※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。 R3対象車 R2年4月からR3年3月登録車両</p> <p>① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減</p> <p>② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物</p> <p>③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物</p>
---	--

対象車(自家用の乗用車)	通常の税率	臨時的軽減後の税率 (R1.10.1~R3.3.31)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		
上記以外	2.0%	1.0%

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)

※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

燃費性能等	税率		乗用車(自家用の乗用車)		通常の税率	臨時的軽減後の税率 (R1.4.1~R3.12.31)
	自家用	貨車用	乗用車	貨車用		
電気自動車等	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(20基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準80%達成車(20基準達成車に限る)	1.0%	1.0%	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(20基準達成車に限る)			★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車(20基準達成車に限る)			
★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車	2.0%	2.0%	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車			★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車			
上記以外			上記以外			

※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)

※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

※ 令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車については、税率を1%分軽減する

R2.10月～ 1,000本につき6,122円

R3.10月～ 1,000本につき6,552円

--	--

4 市民税(個人)所得控除額の推移

区分	年度	24	25	26	27	28	29	30																												
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 ①損失額-補てん額-総所得金額等×10% ②災害関連支出金額-補てん額-5万円																																		
	医療費	支払った医療費-補てん額-(総所得金額等×5% 又は10万円のいずれか低い金額) 控除限度額200万円							1400267	支払ったセルフメディケーション税制の特典																										
	社会保険料	支払った保険料の額																																		
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額																																		
	生命保険料	①生命保険料だけの場合 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>~15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001~40,000</td><td>支払保険料×1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001~70,000</td><td>支払保険料×1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001~</td><td>35,000</td></tr> </table>		~15,000	全額	15,001~40,000	支払保険料×1/2+7,500	40,001~70,000	支払保険料×1/4+17,500	70,001~	35,000	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ次の計算式により計算した控除額の合計額(控除限度額70,000円) ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>~12,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001~32,000</td><td>支払保険料の1/2+6,000</td></tr> <tr><td>32,001~56,000</td><td>支払保険料の1/4+14,000</td></tr> <tr><td>56,001~</td><td>28,000</td></tr> </table>					~12,000	全額	12,001~32,000	支払保険料の1/2+6,000	32,001~56,000	支払保険料の1/4+14,000	56,001~	28,000	②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>~15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001~40,000</td><td>支払保険料の1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001~70,000</td><td>支払保険料の1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001~</td><td>35,000</td></tr> </table>		~15,000	全額	15,001~40,000	支払保険料の1/2+7,500	40,001~70,000	支払保険料の1/4+17,500	70,001~	35,000	③新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合 それぞれ①と②の計算式で求めた合計金額(上限28,000円)	
	~15,000	全額																																		
	15,001~40,000	支払保険料×1/2+7,500																																		
	40,001~70,000	支払保険料×1/4+17,500																																		
	70,001~	35,000																																		
	~12,000	全額																																		
12,001~32,000	支払保険料の1/2+6,000																																			
32,001~56,000	支払保険料の1/4+14,000																																			
56,001~	28,000																																			
~15,000	全額																																			
15,001~40,000	支払保険料の1/2+7,500																																			
40,001~70,000	支払保険料の1/4+17,500																																			
70,001~	35,000																																			
地震保険料	①地震保険料だけの場合 支払った保険料×1/2(控除限度額:25,000円) ②損害保険料だけの場合 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>~5,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>5,001~15,000</td><td>支払保険料×1/2+2,500</td></tr> <tr><td>15,001~</td><td>10,000</td></tr> </table> ※平成18年以前に締結した長期損害保険契約等 ③両方の場合 ①と②の合計額(控除限度額:25,000円)		~5,000	全額	5,001~15,000	支払保険料×1/2+2,500	15,001~	10,000																												
~5,000	全額																																			
5,001~15,000	支払保険料×1/2+2,500																																			
15,001~	10,000																																			
寄附金	寄附金所得控除を廃止し 寄附金税額控除へ																																			
障害者	26万円 特別障害者:30万円(同居特別障害者の場合 23万円を加算)																																			
寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	寡婦(夫):26万円 特定の寡婦:30万円																																			
配偶者	配偶者:33万円 老人配偶者:38万円																																			
配偶者特別	(単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001~399,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>400,000~449,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>450,000~499,999</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>500,000~549,999</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>550,000~599,999</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>600,000~649,999</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>650,000~699,999</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>700,000~749,999</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>750,000~759,999</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>760,000~</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>							配偶者の合計所得金額	控除額	380,001~399,999	330,000	400,000~449,999	330,000	450,000~499,999	310,000	500,000~549,999	260,000	550,000~599,999	210,000	600,000~649,999	160,000	650,000~699,999	110,000	700,000~749,999	60,000	750,000~759,999	30,000	760,000~	0							
配偶者の合計所得金額	控除額																																			
380,001~399,999	330,000																																			
400,000~449,999	330,000																																			
450,000~499,999	310,000																																			
500,000~549,999	260,000																																			
550,000~599,999	210,000																																			
600,000~649,999	160,000																																			
650,000~699,999	110,000																																			
700,000~749,999	60,000																																			
750,000~759,999	30,000																																			
760,000~	0																																			
扶養	扶養親族:33万円 特定扶養親族:45万円 老人扶養親族:38万円 同居老親等扶養親族:45万円																																			
基礎	33万円																																			

1	2	3
---	---	---

医療費一補てん額－(総所得金額等×5% 又は10万円のいずれか低い金額) (控除限度額200万円)  
 ディケーション税制による特例:支払った金額－補てん額-12,000円 (控除限度額88,000円)

ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の見直し  
 寡婦、勤労学生:26万円 ひとり親:30万円

区分	納税義務者の合計所得金額 (単位:円)		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者	330,000	220,000	110,000
老人配偶者	380,000	260,000	130,000

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (単位:円)			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0
900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0
950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0
1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0
1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0
1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0
1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0
1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0
1,230,001～	0	0	0	0

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 (単位:円)			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0
1,330,001～	0	0	0	0

(単位:円)	
合計所得金額	控除額
0 ～ 24,000,000	430,000
24,000,001 ～ 24,500,000	290,000
24,500,001 ～ 25,000,000	150,000
25,000,001 ～	0